

議案第87号

阿見町国民健康保険条例の一部改正について

阿見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月7日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町国民健康保険条例の一部を改正する条例

阿見町国民健康保険条例(昭和34年阿見町条例第4号)の一部を次のように改正する。
第8条第1項中「40万4千円」を「40万8千円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る阿見町国民健康保険条例第8条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

阿見町国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4千円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8千円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	

議案第 87 号説明資料

【条例改正の概要】

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、阿見町国民健康保険条例においても所要の改正を行うもの。

【主な改正点】

産科医療補償制度加入の分娩機関での出産に対し、出産育児一時金 40 万 4 千円に当該制度の掛金 1 万 6 千円を加算した 42 万円を支給しているが、令和 4 年 1 月 1 日以降の出産について掛金が 1 万 2 千円に引き下げされることに伴い、出産育児一時金等の支給総額 42 万円を維持するために、出産育児一時金を 40 万 8 千円に引き上げる。

【施行期日】

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行期日に合わせ、令和 4 年 1 月 1 日とする。